



JASDAQ

平成 26 年 9 月 25 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 デ ジ タ ル ガ レ ー ジ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 グ ル ッ プ C E O 林 郁
(J A S D A Q • コ ー ド 4 8 1 9)
(U R L h t t p : / / w w w . g a r a g e . c o . j p /)
問い合わせ先 取締役 コーポレートストラテジー本部 管掌
曾 田 誠
T E L 0 3 - 6 3 6 7 - 1 1 1 1

従業員等に対するストック・オプション（新株予約権）の割当てに関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定ならびに平成 26 年 9 月 25 日開催の当社第 19 回定時株主総会の決議に基づき、当社の執行役員及び従業員並びに当子会社の取締役、執行役員及び従業員に対して、ストック・オプションとして特に有利な条件をもって発行する新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすること等につき決議致しましたので、下記の通りお知らせ致します。

記

I. 特に有利な条件で新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の業績と当社の執行役員及び従業員並びに当子会社の取締役、執行役員及び従業員の受ける利益とを連動させることにより、当社グループの中長期的な業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲をより高めることを目的と致します。

II. 募集新株予約権の発行要項

1. 募集新株予約権の名称

株式会社デジタルガレージ 第 13 回新株予約権

2. 募集新株予約権の総数

68,800 個

上記の数は割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかつた場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって、発行する新株予約権の総数とします。

3. 新株予約権の割当日

平成 26 年 10 月 31 日

4. 新株予約権の割当の対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

| | | |
|----------|-------|----------|
| 当社の執行役員 | 4 名 | 3,800 個 |
| 当社の従業員 | 226 名 | 64,300 個 |
| 当子会社の取締役 | 1 名 | 600 個 |

当社子会社の従業員 1名 100 個

5. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないことと致します。

6. 募集新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」といいます。）は当社普通株式 1 株とし、新株予約権の行使により交付される株式の数は、当社普通株式 68,800 株と致します。

ただし、当社が、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みます。以下同じです。）または株式併合を行う場合、付与株式数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるごとと致します。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない付与株式数についてのみ行われるものと致します。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、募集株式の発行または資本金の額の減少等を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲内で付与株式数の調整を行うものと致します。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」といいます。）に付与株式数を乗じた金額と致します。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額（1 円未満の端数は切り上げる。）と致します。ただし、当該金額が新株予約権の割当日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合には、それに先立つ直近の取引日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額と致します。

なお、当社が、当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げるものと致します。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使等による場合を除きます。）を行うときは、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げるものと致します。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の 1 株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「新規発行前の 1 株当たりの時価」を「処分前の 1 株当たりの時価」にそれぞれ読み替えるものと致します。

上記のほか、当社が他社と合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合、その他これらの

場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲内で、行使価額の調整を行うことができるものと致します。

(3) 新株予約権行使することができる期間

平成 28 年 9 月 26 日から平成 36 年 9 月 25 日までと致します。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とします。

(4) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (i) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものと致します。
- (ii) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(i)記載の資本金等増加限度額から、上記(i)に定める増加する資本金の額を減じた額と致します。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものと致します。

(6) 新株予約権の取得条項

- (i) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会の承認が不要の場合は、当社の取締役会の承認がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができることと致します。
- (ii) 当社は、新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」といいます。）が、下記(8)に定める新株予約権の行使の条件に基づく新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日に、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができることと致します。
- (iii) 当社は、新株予約権者が書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出たときは、取締役会にて別途定めた日において、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することと致します。
- (iv) 当社は、新株予約権者が当社との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合には、取締役会が別途定めた日において、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができることと致します。

(7) 新株予約権行使した際に生ずる一株に満たない端数の取決め

新株予約権行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものと致します。

(8) その他の新株予約権の行使の条件

- (i) 新株予約権の一部行使はできないものと致します。
- (ii) 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役員、顧問若しくは従業員その他これに準じる地位であることを要するものと致します。ただし、当社または当社の関係会社の取締役または監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年で退職した場合、その他取締役会で認めた場合はこの限りではありません。
- (iii) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものと致します。ただし、下記(v)に規定する新株予約権の割当てに関する契約に定める条件によるものと致します。
- (iv) 新株予約権者は、新株予約権行使する場合、行使の目的である株式の数が当社の単元株式数の整数倍となる場合に限り、新株予約権行使することと致します。

(v) 上記の他、権利行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で個別に締結する新株予約権の割当てに関する契約に定めるところによるものと致します。

(9) その他

その他の事項は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約において定めます。

以上